

第一七五回

衆第二号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「五年間」を「七年間」に改める。

第二十条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間を二年間延長する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。